

児童デイサービス ぱれっと  
運営規程

(事業の目的)

第1条 営利法人合同会社おりじ（以下「事業者」という。）が設置する障がい児通所支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する放課後等デイサービス（以下、「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、障がい児及び保護者（以下「障がい児等」という。）の立場に立った適切な、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとする。

(1) 放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、県、市町村、障がい者自立支援法に規定する障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、障がい児の保護者の必要な時に必要な、指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。

4 事業所は、障がい児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

5 前四項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 児童デイサービス ぱれっと
- (2) 所在地 福岡県田川市伊田町5番11号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、障がい児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児等の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(障がい児等についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握すること。

(カ) 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 指導員及び保育士 4名(常勤職員 3名、非常勤職員 1名)

個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 9:00~18:00

(3) サービス提供時間

放課後等デイサービス 平日 15:00～18:00までとする  
休業日 9:30から16:00までとする

(指定放課後等デイサービスの利用定員)

第7条 事業所において提供する放課後等デイサービスの利用定員は次のとおりとする。

(1) 放課後等デイサービス 10名

- 2 事業所は、前項の定員及び指導訓練室の定員を超えて指定放課後等デイサービスの提供を行わないものとする。ただし、災がいその他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 この事業所が提供する指定放課後等デイサービスの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、個別支援計画に基づき、障がい児の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
  - (2) 従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
  - (3) 事業所は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 2 この事業所は以下のとおり個別支援計画を作成する。
- (1) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。
  - (2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接を行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得る。
  - (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成次期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス、又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
  - (4) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障がい児に対す

る指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求める。

- (5) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得る。
- (6) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成をした際には、当該個別支援計画を通所給付決定保護者に交付する。
- (7) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障がい児についても継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該放課後等デイサービス計画の変更を行う。
- (8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事業のない限り、次に定めるところにより行う。
  - ① 定期的に通所給付決定保護者と障がい児に面接する
  - ② 定期的にモニタリングの結果を記録する
- (9) 第2項(1)から(6)までは個別支援計画の変更についても準用する。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、利用者から指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障がい児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

(1) 日用品費

(2) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障がい児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 1 1 条 通常の事業の実施地域は、田川市、川崎町、香春町、福智町、添田町、糸田町、大任町、赤村の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 1 2 条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障がい児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 1 3 条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定する。

- 2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行う。

(苦情解決)

第 1 4 条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の条を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定放課後等デイサービスに関し、児童福祉法の規定により、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、都道府県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告する。
- 5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第 1 5 条 事業所は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障がい児通所支援事業者等に対して、障がい児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、障がい児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存する。
  - (2) 指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録
  - (3) 放課後等デイサービス計画
  - (4) 市町村への通知に係る記録
  - (5) 身体拘束等の記録
  - (6) 苦情の内容等の記録
  - (10) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は営利法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。